



発行 新潟県

第 23 号

令和 8 年 3 月 27 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 7 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則（大学・私学振興課）
- 8 新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 9 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 10 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 216 指定納付受託者の指定（国際課）
- 217 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 218 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
- 219 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）
- 220 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）
- 221 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）
- 222 農地を利用する権利の設定の申請に関する裁定（地域農政推進課）
- 223 県営土地改良事業廃止計画の縦覧（農地計画課）
- 224 都市計画事業の認可（下水道課）
- 225 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 226 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 227 都市計画事業の変更の認可（下水道課）

企業局管理規程

- 1 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）
- 2 新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 34 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 35 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 4 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則（警務課）

雑 報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第7号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(専修学校の名称変更等の届出書)</p> <p>第7条 学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 専修学校の専攻科の設置又は廃止についての届出 別記第26号様式</u></p> <p><u>(3) 専修学校の分校の設置又は廃止についての届出 別記第26号様式の2</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(募集停止の届出)</p> <p>第11条 学校、専修学校及び各種学校が<u>生徒等（学校の生徒並びに専修学校の高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生並びに各種学校の生徒をいう。）</u>の募集を停止しようとするときは、別記第30号様式による<u>生徒等募集停止届出書</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 学級編制表</p> <div data-bbox="219 1153 1104 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒等の数</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒等の数</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒等の数</div> </div> </div> <p>7～19 (略)</p>	<p>(専修学校の名称変更等の届出書)</p> <p>第7条 学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 専修学校の分校の設置又は廃止についての届出 別記第26号様式</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(募集停止の届出)</p> <p>第11条 学校、専修学校及び各種学校が<u>生徒</u>の募集を停止しようとするときは、別記第30号様式による<u>生徒募集停止届出書</u>により知事に届け出なければならない。</p> <p>第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 学級編制表</p> <div data-bbox="1153 1153 2038 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒数</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒数</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生徒数</div> </div> </div> <p>7～19 (略)</p>
<p>第17号様式（第4条関係） 学校（専修学校・各種学校）設置計画書</p>	<p>第17号様式（第4条関係） 学校（専修学校・各種学校）設置計画書</p>

(略)

添付書類

1～3 (略)

4 創立費及び償還計画(創立費の資金証明書を添付すること。)

(略)

生徒(園児)納付金

5 児童、生徒又は幼児の数の確保の見込みを記載した書類

6～12 (略)

第25号様式 (略)

(略)

添付書類

1～3 (略)

4 創立費及び償還計画(創立費の資金証明書を添付すること。)

(略)

生徒等(園児)納付金

5 児童、生徒等又は幼児の数の確保の見込みを記載した書類

6～12 (略)

第25号様式 (略)

第26号様式(第7条関係)

専修学校専攻科設置(廃止)届出書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
氏名

専修学校の専攻科を設置(廃止)したいので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

専	攻	科	の	名	称
専	攻	科	の	分	野
修	業	年	限		

添付書類

1 設置の場合

(1) 設置の理由及び設置年月日を記載した書類

(2) 設置要項の変更に関する調書(別記第3号様式の添付書類2と同一のもの)

(3) 学則

ア 学則変更の条文

イ 学則の新旧対照表

ウ 新学則の全文

(4) 法人にあつては、設置に関する決議録

(5) 施設調書(別記第1号様式の添付書類4と同一のもの)

(6) 校地、校舎等の登記事項証明書(借用の場合は、貸借関係を証する書類の写しを添付すること。)

(7) 飲料水として上水道を使用する場合はそのことを証する書類、上水道

以外を使用する場合は定性分析表

- (8) 学校の位置を示す図面
- (9) 校地、校舎等の配置図、平面図その他建築に関する図面
- (10) 夜間授業を行う場合にあつては、照明図
- (11) その他知事が必要と認める書類

注 添付書類の(5)から(10)までは、位置変更の場合に添付すること。

2 廃止の場合

- (1) 廃止の理由及び廃止予定年月日を記載した書類
- (2) 教職員、生徒等の措置方法を記載した書類
- (3) 法人にあつては、廃止に関する決議録
- (4) その他知事が必要と認める書類

第26号様式の2 (略)

第30号様式 (第11条関係)

生徒等募集停止届出書

(略)

学校(専修学校・各種学校)の 年度の生徒等の募集を停止したいので、新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則第11条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

停止する理由
停止する課程、学科
(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 過去5年間の生徒等の収容状況を記載した書類
- 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

第26号様式 (略)

第30号様式 (第11条関係)

生徒募集停止届出書

(略)

学校(専修学校・各種学校)の 年度の生徒募集を停止したいので、新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則第11条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

生徒募集を停止する理由
生徒募集を停止する課程、学科
(略)

添付書類

- 1 (略)
- 2 過去5年間の生徒の収容状況を記載した書類
- 3 (略)

新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年新潟県規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改正後	改正前																					
<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">障害証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">障害基礎年金（証書の記号番号）</td> <td style="width: 10%;">）</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>特別児童扶養手当（受給者記号番号）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（認定通知交付番号）</td> <td>）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">・無</p> </div> <p>(略)</p>		障害基礎年金（証書の記号番号）	）	有	特別児童扶養手当（受給者記号番号）	）		特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当	）		（認定通知交付番号）	）	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">障害証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">障害基礎・特児（証書の記号番号）</td> <td style="width: 10%;">）</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>特障・障児・福祉手当</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（認定通知交付番号）</td> <td>）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">・無</p> </div> <p>(略)</p>		障害基礎・特児（証書の記号番号）	）	有	特障・障児・福祉手当	）		（認定通知交付番号）	）
	障害基礎年金（証書の記号番号）	）																				
有	特別児童扶養手当（受給者記号番号）	）																				
	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当	）																				
	（認定通知交付番号）	）																				
	障害基礎・特児（証書の記号番号）	）																				
有	特障・障児・福祉手当	）																				
	（認定通知交付番号）	）																				

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) クロマト庫	<u>330円</u>	(1) クロマト庫	<u>300円</u>
(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>570円</u>	(2) 小型生産用凍結乾燥機	<u>530円</u>
(3) プレハブ冷凍庫	<u>440円</u>	(3) プレハブ冷凍庫	<u>390円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,520円</u>	(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,430円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>490円</u>	(5) 衝撃式粉砕機	<u>450円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,530円</u>	(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,900円</u>
(7) 急速凍結機	<u>500円</u>	(7) 急速凍結機	<u>470円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,150円</u>	(1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,130円</u>
(2) 糖分析装置	<u>960円</u>	(2) 糖分析装置	<u>930円</u>
(3) 有機酸分析装置	<u>1,120円</u>	(3) 有機酸分析装置	<u>1,090円</u>
(4) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,230円</u>	(4) 生体微量酵素解析システム	<u>500円</u>
(5) 示差走査熱量計	<u>470円</u>	(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,180円</u>
(6) 香气成分回収装置	<u>820円</u>	(6) 示差走査熱量計	<u>440円</u>
(7) 発酵成分定量分析装置	<u>1,470円</u>	(7) 香气成分回収装置	<u>1,080円</u>
(8) 蛍光顕微鏡	<u>1,030円</u>	(8) 発酵成分定量分析装置	<u>1,230円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)	機械器具等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>520円</u>	(1) 製菓製パン用電熱窯	<u>470円</u>
(2) 蒸気発生式オーブン	<u>460円</u>	(2) 蒸気発生式オーブン	<u>410円</u>
(3) パン用ホイロ	<u>290円</u>	(3) パン用ホイロ	<u>270円</u>
(4) ミキサー	<u>220円</u>	(4) ミキサー	<u>200円</u>
(5) 卓上型カッターミキサー	<u>220円</u>	(5) 卓上型カッターミキサー	<u>200円</u>
(6) 大型送風定温乾燥機	<u>300円</u>	(6) 大型送風定温乾燥機	<u>270円</u>
(7) 二重釜	<u>200円</u>	(7) 二重釜	<u>170円</u>
(8) 水引き粉製造装置	<u>380円</u>	(8) 水引き粉製造装置	<u>350円</u>
(9) 減圧フライ機	<u>370円</u>	(9) 減圧フライ機	<u>330円</u>
(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,720円</u>	(10) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,640円</u>
(11) 米菓生地乾燥機	<u>470円</u>	(11) 米菓生地乾燥機	<u>430円</u>
(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>910円</u>	(12) 冷凍利用型米菓製造システム	<u>870円</u>
(13) テスト焼機	<u>1,720円</u>	(13) テスト焼機	<u>1,620円</u>
(14) テスト用平煎り機	<u>630円</u>	(14) テスト用平煎り機	<u>590円</u>
(15) 自動餅つき機	<u>280円</u>	(15) 自動餅つき機	<u>250円</u>
(16) フィルタープレス	<u>250円</u>	(16) フィルタープレス	<u>230円</u>
(17) 練出機	<u>260円</u>	(17) 練出機	<u>230円</u>
(18) 餅生地通風乾燥機	<u>290円</u>	(18) 餅生地通風乾燥機	<u>260円</u>
(19) あられ切断機	<u>220円</u>	(19) あられ切断機	<u>200円</u>
(20) ふるい振とう機	<u>200円</u>	(20) ふるい振とう機	<u>180円</u>
(21) もみすり機	<u>200円</u>	(21) もみすり機	<u>180円</u>
(22) 野菜細断機	<u>230円</u>	(22) 野菜細断機	<u>210円</u>
(23) フードスライサー	<u>210円</u>	(23) フードスライサー	<u>180円</u>
(24) 真空包装機	<u>250円</u>	(24) 真空包装機	<u>220円</u>
(25) 機械式製麴装置 <small>きく</small>	<u>270円</u>	(25) 機械式製麴装置 <small>きく</small>	<u>250円</u>
(26) 納豆発酵器	<u>300円</u>	(26) 納豆発酵器	<u>280円</u>
(27) 定圧大豆蒸煮缶	<u>240円</u>	(27) 定圧大豆蒸煮缶	<u>220円</u>

(28) 高圧蒸煮缶	<u>220円</u>	(28) 高圧蒸煮缶	<u>200円</u>
(29) 蒸米冷却機	<u>200円</u>	(29) 蒸米冷却機	<u>180円</u>
(30) 石臼製粉機	<u>260円</u>	(30) 石臼製粉機	<u>240円</u>
(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>500円</u>	(31) 圧扁 ^{へん} ロール製粉機	<u>460円</u>
(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,480円</u>	(32) 大豆たん白加工処理装置	<u>1,400円</u>
(33) ジャーファーメンター	<u>1,030円</u>	(33) ジャーファーメンター	<u>970円</u>
(34) 大豆脱皮機器	<u>590円</u>	(34) 大豆脱皮機器	<u>530円</u>
(35) (略)	(略)	(35) (略)	(略)
(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>720円</u>	(36) 湿熱殺菌処理装置	<u>790円</u>
(37) 製麺設備	<u>430円</u>	(37) 製麺設備	<u>400円</u>
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) 分光光度計	<u>220円</u>	(1) 分光光度計	<u>200円</u>
(2) ファリノグラフ	<u>380円</u>	(2) ファリノグラフ	<u>360円</u>
(3) エキステンソグラフ	<u>250円</u>	(3) エキステンソグラフ	<u>220円</u>
(4) 分光蛍光光度計システム	<u>270円</u>	(4) 分光蛍光光度計システム	<u>250円</u>
(5) デジタルマイクロスコープ	<u>390円</u>	(5) 光学顕微鏡装置	<u>220円</u>
(6) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	<u>2,110円</u>	(6) デジタルマイクロスコープ	<u>370円</u>
(7) マイクロ波試料前処理装置	<u>310円</u>	(7) マルチタイプ I C P 発光分光分析装置	<u>2,060円</u>
(8) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,670円</u>	(8) マイクロ波試料前処理装置	<u>290円</u>
(9) 油脂成分自動抽出処理装置	<u>450円</u>	(9) 食物繊維自動抽出装置	<u>2,640円</u>
(10) マッフル炉	<u>280円</u>	(10) 油脂成分自動抽出処理装置	<u>410円</u>
(11) 窒素蒸留滴定装置	<u>380円</u>	(11) マッフル炉	<u>250円</u>
(12) 分光測色計	<u>330円</u>	(12) 窒素蒸留滴定装置	<u>350円</u>
(13) 粒度分布測定装置	<u>1,320円</u>	(13) 分光測色計	<u>300円</u>
(14) テクスチャーアナライザー	<u>420円</u>	(14) 粒度分布測定装置	<u>1,290円</u>
(15) 水分活性測定装置	<u>220円</u>	(15) テクスチャーアナライザー	<u>480円</u>
(16) 生地物性測定装置	<u>620円</u>	(16) 水分活性測定装置	<u>200円</u>
(17) 食感測定装置	<u>270円</u>	(17) 生地物性測定装置	<u>590円</u>
		(18) 食感測定装置	<u>240円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の

承認を受けている者については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

一般旅券発給事務手数料

- 3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和8年3月27日

◎新潟県告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
生活介護	生活介護アルファスブライトany	長岡市関原町1丁目4582-2 1階	株式会社アルファスブライト	令和8年3月1日
生活介護	12月の森	村上市大町1-16	株式会社リリック	令和8年3月1日
就労継続支援B型	12月の森	村上市大町1-16	株式会社リリック	令和8年3月1日
就労定着支援	おりづる	上越市五智2丁目6番3号	特定非営利活動法人おりづる	令和8年3月1日

◎新潟県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労継続支援A型	ティモシーながおか	長岡市中島6丁目5-46	株式会社ウィリー	令和8年2月28日

◎新潟県告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社メディアシップ・ブランド	新潟市中央区万代3丁目1番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「西洋絵画400年の旅—珠玉の東京富士美術館コレクション」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月26日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年3月19日

◎新潟県告示第220号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「西洋絵画400年の旅—珠玉の東京富士美術館コレクション」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年3月19日

◎新潟県告示第221号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「西洋絵画400年の旅—珠玉の東京富士美術館コレクション」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年12月3日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年3月19日

◎新潟県告示第222号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市新保字新保69番4	田	249.22
魚沼市新保字水上77番	田	404
魚沼市新保字水上86番1	田	416
魚沼市新保字水上87番1	田	347
魚沼市新保字水上88番1	田	261
魚沼市新保字風下613番	田	2,441
魚沼市新保字前田652番1	田	2,646
魚沼市新保字前田652番2	田	579
魚沼市新保字前田652番3	田	284
魚沼市新保字前田653番1	田	490
魚沼市新保字前田653番2	田	36
魚沼市一日市字番匠免340番1	田	221
魚沼市一日市字番匠免340番2	田	352
魚沼市一日市字番匠免340番3	田	518
魚沼市一日市字番匠免341番1	田	740
魚沼市一日市字番匠免372番	田	742
魚沼市一日市字番匠免373番	田	742
魚沼市一日市字番匠免374番	田	742
魚沼市一日市字番匠免375番	田	742
魚沼市一日市字番匠免376番	田	742
魚沼市一日市字番匠免385番1	田	565
魚沼市一日市字番匠免385番2	田	358
魚沼市一日市字番匠免385番3	田	583

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は既に死亡。所有者の関係相続人は全員が相続放棄している。

所有者死亡前から借受予定者が当該ほ場を借り入れて、水稻等を栽培していた。所有者が亡くなり、相続が行われなかったことから借り入れができず農地の活用ができない状態となっている。

借入希望者は、引き続き当該農地を活用して水稻等の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月	5年	151,165円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年4月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営蟹沢地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を廃止したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急防災工事廃止処理計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年3月30日から令和8年4月24日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の廃止について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の廃止については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の廃止を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
村上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画下水道事業
 - (2) 名称 村上市特定環境保全公共下水道（平林処理区）
- 3 事業施行期間
令和8年3月27日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新潟県村上市福田字諏訪前地内
 - (2) 使用の部分
新潟県村上市福田字諏訪前から牛屋字屋敷添までの区間内

◎新潟県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 南魚沼都市計画下水道
名称 南魚沼市大和公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 南魚沼都市計画下水道
名称 南魚沼市公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月27日

新潟県知事 花角 英世

1 施行者の名称

南魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 南魚沼市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年12月20日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

新潟県南魚沼市大字浦佐字浅地及び字袋田地内

(2) 使用の部分

昭和57年新潟県告示第3106号、昭和58年新潟県告示第3280号、昭和62年新潟県告示第954号、昭和62年新潟県告示第1465号、平成元年新潟県告示第916号、平成3年新潟県告示第1578号、平成4年新潟県告示第312号、平成4年新潟県告示第1033号、平成6年新潟県告示第2062号、平成9年新潟県告示第1903号、平成9年新潟県告示第1939号、平成13年新潟県告示第2113号、平成15年新潟県告示第631号、平成15年新潟県告示第632号、平成20年新潟県告示第439号、平成24年新潟県告示第464号、平成27年新潟県告示第1520号及び令和3年新潟県告示第341号の事業地に新潟県南魚沼市大字浦佐字浅地、字中道から字追分までの区間内、字平石から字一水口までの区間内、字上島及び字袋田地内を加える。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程(昭和61年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 その他保安上必要な事項(第23条)</u></p> <p><u>第9章 その他(第24条)</u></p> <p>第8章 <u>その他保安上必要な事項</u> (サイバーセキュリティの確保)</p> <p><u>第23条 電気工作物の保安を確保するため、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第9章 (略)</p> <p><u>第24条 (略)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 その他(第23条)</u></p> <p>第8章 (略)</p> <p><u>第23条 (略)</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
目次		目次	
第1章～第7章 (略)		第1章～第7章 (略)	
第8章 <u>その他保安上必要な事項 (第19条)</u>		第8章 雑則 (第19条)	
第9章 雑則 (第20条)			
(責任分界点)		(責任分界点)	
第2条 電気工作物の保安上の責任分界点は、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> の設置する電気工作物との財産分界点とする。		第2条 電気工作物の保安上の責任分界点は、 <u>東北電力株式会社</u> の設置する電気工作物との財産分界点とする。	
2 (略)		2 (略)	
<u>第8章 その他保安上必要な事項</u> (サイバーセキュリティの確保)			
第19条 <u>電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な措置を講ずるものとする。</u>			
第9章 (略)		第8章 (略)	
第20条 (略)		第19条 (略)	
別表第1 (第2条関係) 自家用電気工作物の責任分界点		別表第1 (第2条関係) 自家用電気工作物の責任分界点	
自家用電気工作物	保安上の責任分界点	自家用電気工作物	保安上の責任分界点
栃尾工業用水道取水場	新潟県長岡市大川戸字下平577番地所在の栃尾工業用水道取水場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。	栃尾工業用水道取水場	新潟県長岡市大川戸字下平577番地所在の栃尾工業用水道取水場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。
新潟臨海工業用水道 笹山浄水場	新潟県新潟市北区笹山所在の新潟臨海工業用水道笹山浄水場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	新潟臨海工業用水道 笹山浄水場	新潟県新潟市北区笹山所在の新潟臨海工業用水道笹山浄水場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
新潟臨海工業用水道 沢口導水ポンプ場	新潟県阿賀野市上一分字山ノ下292番地所在の新潟臨海工業用水道沢口導水ポンプ場構内において、 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> 配	新潟臨海工業用水道 沢口導水ポンプ場	新潟県阿賀野市上一分字山ノ下292番地所在の新潟臨海工業用水道沢口導水ポンプ場構内において、 <u>東北電力株式会社</u> 配電線に接続す

	電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。		る県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力ネットワーク株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。
上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井宇土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において東北電力ネットワーク株式会社配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。	上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井宇土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、村上市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年3月27日

新潟県選挙管理委員会
委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
荒川総合体育館	村上市坂町2530番地	主競技場	1,312.50	令和6年10月1日
		柔剣道場	450.00	
		会議室	91.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年3月27日

新潟県選挙管理委員会
委員長 桜井 甚一

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
35,804
- 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
323,773
- 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,765
新潟市東区	37,071
新潟市中央区	49,060
新潟市江南区	18,861
新潟市秋葉区	20,897
新潟市南区	11,934
新潟市西区	42,682
新潟市西蒲区	15,042
長岡市三島郡	72,929
上越市	50,688
三条市	25,850
柏崎市刈羽郡	22,900
新発田市北蒲原郡	29,526
小千谷市	9,213
加茂市南蒲原郡	10,101
十日町市中魚沼郡	15,817
見附市	10,769
村上市岩船郡	16,801
燕市西蒲原郡	23,719
糸魚川市	10,799
妙高市	8,291
五泉市東蒲原郡	15,687
阿賀野市	11,055
佐渡市	13,756
魚沼市	9,248
南魚沼市南魚沼郡	16,666
胎内市	7,609

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第4号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 新潟県警察署協議会運営規則(平成13年新潟県公安委員会規則第8号)の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
警察署協議会の名称	委員定数	警察署協議会の名称	委員定数
新潟中央警察署協議会	15	新潟警察署協議会	11
(略)		新潟中央警察署協議会	11
		(略)	

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前
(警務部の分課)	(警務部の分課)
第2条 警務部に、次の課及び室を置く。	第2条 警務部に、次の課及び室を置く。
(略)	(略)
<u>情報技術企画課</u>	<u>情報管理課</u>
(警務課)	(警務課)
第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 組織の構造改革に関すること。</u>	(5) (略)
<u>(6) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(10) (略)</u>
<u>(11) (略)</u>	<u>(11) (略)</u>
<u>(12) (略)</u>	<u>(12) (略)</u>
<u>(13) (略)</u>	<u>(13) (略)</u>
<u>(14) (略)</u>	<u>(14) (略)</u>
<u>(15) (略)</u>	<u>(15) (略)</u>
<u>(16) (略)</u>	<u>(16) (略)</u>
<u>(17) (略)</u>	<u>(17) (略)</u>
<u>(18) (略)</u>	<u>(18) (略)</u>
<u>(19) (略)</u>	<u>(19) (略)</u>
<u>(20) (略)</u>	<u>(20) (略)</u>
<u>(21) (略)</u>	<u>(21) (略)</u>
<u>(22) (略)</u>	<u>(21) (略)</u>
(情報技術企画課)	(情報管理課)
第10条 <u>情報技術企画課</u> においては、次の事務をつ	第10条 <u>情報管理課</u> においては、次の事務をつかさ

かさどる。

- (1) 情報技術の活用による警察活動の高度化及び合理化に関すること。
- (2) 情報システムの企画、調査及び研究に関すること。
- (3) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) 情報システムを利用した照会業務に関すること。

(生活安全部の分課)

第11条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課
人身安全・少年課

生活保安課
 サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) (略)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(人身安全・少年課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (8)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(人身安全・少年課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (16) (略)
- (17) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (18) (略)
- (19) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)の施行に関すること(人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。)
- (20) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の施行に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く。)
- (21) (略)

(人身安全・少年課)

第13条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

どる。

- (1) 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究並びに情報管理システムの運用及び開発に関すること。
- (2) 事務能率の増進に関すること。
- (3) 情報管理システムによる照会及び登録に関すること。

(生活安全部の分課)

第11条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課
人身安全対策課

少年課
 生活保安課
 サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) (略)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(生活保安課及び少年課の所掌に属するものを除く。)。
- (8)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(人身安全対策課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (16) (略)
- (17) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること。
- (18) (略)
- (19) (略)

(人身安全対策課)

第12条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

(9) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する犯罪の捜査に関すること。

(10) (略)

(11) 少年非行の防止に関すること。

(12) 少年指導委員に関すること。

(13) 少年の補導に関すること。

(14) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(15) 少年犯罪の捜査に関すること。

(16) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(17) 少年相談に関すること。

(18) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(19) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(20) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の施行に関すること。

(21) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の施行に関すること。

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(9) (略)

(少年課)

第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 少年非行の防止に関すること。

(2) 少年指導委員に関すること。

(3) 少年の補導に関すること。

(4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(5) 少年犯罪の捜査に関すること。

(6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(7) 少年相談に関すること。

(8) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(9) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の施行に関すること。

(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の施行に関すること。

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること（人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。）。
- (16)・(17) (略)

(機動捜査隊)

第26条 (略)

- (1)・(2) (略)
- (3) 警察署の業務支援に関すること（刑事部各課の所掌に属する事務に限る。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長の命ずる事件の捜査に関すること。

(交通機動隊)

第32条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機動力を用いた交通取締り（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に関すること。

(2) 警察署の業務支援に関すること（交通部各課及び運転免許センターの所掌に属する事務に限る。）。

2 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、人身安全・少年課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

(警察署長)

第55条 警察署長（以下「署長」という。）には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。

2 署長は、法第53条第3項に規定する職務を行う。

(副署長等)

- (1)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (16)・(17) (略)

(機動捜査隊)

第26条 (略)

- (1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長の命ずる事件の捜査に関すること。

(交通機動隊)

第32条 交通機動隊においては、機動力を用いた交通取締り（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に関する事務をつかさどる。

2 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、人身安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

(分庁舎)

第55条 警察署に、その事務の一部を分掌する分庁舎を置くことができる。

2 分庁舎の名称及び位置については、別に定める。

第56条 警察署に、副署長又は次長を置く。
 2 副署長には警視の階級にある警察官を、次長には警部の階級にある警察官を充てる。
 3 副署長又は次長は、署長の命を受け、署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第57条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。
 2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には警視の階級にある警察官を充てる。
 3 会計官は、上司の命を受け、会計に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
 4 地域官は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
 5 刑事官は、上司の命を受け、犯罪捜査に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

(課)

第58条 (略)
 2 警察署の課に、課長を置く。
 3 (略)
 4 (略)

第59条 (略)

(警察署分庁舎)

第60条 警察署に、警察署分庁舎を置くことができる。
 2 警察署分庁舎に、分庁舎所長を置く。
 3 (略)
 4 分庁舎所長は、上司の命を受け、警察署分庁舎の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課)

第56条 (略)
 2 (略)
 3 (略)

第57条 (略)

(警察署長)

第58条 警察署長(以下「署長」という。)には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。
 2 署長は、法第53条第3項に規定する職務を行う。

(副署長等)

第59条 警察署に、副署長又は次長を置く。
 2 副署長には警視の階級にある警察官を、次長には警部の階級にある警察官を充てる。
 3 副署長又は次長は、署長の命を受け、署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(分庁舎所長)

第59条の2 分庁舎に、分庁舎所長を置く。
 2 (略)
 3 分庁舎所長は、上司の命を受け、分庁舎の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。
 2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には

警視の階級にある警察官を充てる。

- 3 会計官は、上司の命を受け、会計に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 地域官は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 刑事官は、上司の命を受け、犯罪捜査に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	企画室	第5条第3号、第4号及び第7号から第9号までに掲げる事務
	組織構造改革室	第5条第5号及び第6号に掲げる事務
	犯罪被害者支援室	第5条第18号から第21号までに掲げる事務
(略)		
情報技術企画課	照会センター	第10条第5号に掲げる事務
(略)		
人身安全・少年課	人身安全緊急対処センター	(略)
	少年サポートセンター	
(略)		

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	企画室	第5条第3号から第8号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室	第5条第17号から第20号までに掲げる事務
	新潟中央警察署準備室	新潟中央警察署開署準備に関する事務
(略)		
情報管理課	照会センター	第10条第3号に掲げる事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全緊急対処センター	(略)
少年課	少年サポートセンター	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
人身安全・少年課	(略)	
(略)		
機動捜査隊	(略)	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
	上越支所	上越市
人身安全対策課	(略)	
(略)		
機動捜査隊	(略)	
	上越分駐隊	上越市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	企画室長	(略)

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	企画室長	(略)

	組織構造改革室長	組織構造改革室に関する事務
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報技術企画課	情報企画官	第10条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第3号及び第5号に掲げる事務
(略)		
人身安全・少年課	人身安全対策官	第13条第1号から第10号までに掲げる事務
	人身安全緊急対処センター長	(略)
	少年保護対策官	第13条第11号から第21号までに掲げる事務(少年事件捜査指導官の分掌に属する事務を除く。)
	少年事件捜査指導官	(略)
	少年サポートセンター長	(略)
(略)		
刑事総務課	(略)	
	適正捜査指導官	刑事警察の業務

	人事管理官	第5条第9号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	(略)	
	新潟中央警察署準備室長	新潟中央警察署準備室に関する事務
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条第1号に掲げる事務のうち所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究に関する事務並びに同条第2号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第1号に掲げる事務のうち情報管理システムの運用及び開発に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全対策官	第12条の2に掲げる事務
	人身安全緊急対処センター長	(略)
少年課		
	少年事件捜査指導官	(略)
	少年サポートセンター長	(略)
(略)		
刑事総務課	(略)	
	刑事指導官	刑事警察の業務

	指導、教養、企 画調整及び適正 捜査に関する事 務
(略)	
(略)	

	指導、教養及び 企画調整に関す る事務
(略)	
(略)	

別表第4 (第58条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟中央 長岡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)	
新潟西 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の

		厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟潟西警察署に限る。)			所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新発田	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務			
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務			
	留置管理課	警察本部警務部留置管理課の所掌に属する事務			
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務			
	地域課	警察本部地域部地域課			

		及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務		
	胎内市地域連携課	胎内市との連絡調整並びに胎内市の区域内における業務運営の総合的な企画及び調整に関する事務		
	刑事課	警察本部刑事部各課の所掌に属する事務		
	交通課	警察本部交通部各課及びセンターの所掌に属する事務		
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務(警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)		
新潟東 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟東警察署に限る。)	新潟東 新発田 燕	警務課 警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟東警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する		会計課 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する

		事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務			事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。)	新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
津川	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務			

	並びに警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務		
会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		
刑事生活安全課	警察本部生活安全部各課及び刑事部各課の所掌に属する事務		
地域交通課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務、交通部各課及びセンターの所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号（行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。）に掲げる事務		
警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域交通課の分掌に属する事務を除く。）		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(警察署協議会の委員の任期の特例)
- 新潟警察署と新潟中央警察署の統合に伴い、新たに新潟中央警察署協議会の委員に委嘱される者の任期は、令和9年5月31日までとする。

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の

管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月27日

新潟県住宅供給公社理事長 星 丈 志

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで